

## 2. 各出張所等 別

<岩見沢出張所 管内>

# 岩見沢出張所管内 目 次

【Ⅰ はじめに】	-----	6 6
【Ⅱ 道路施設編】	-----	6 9
1. 道路の維持管理実施計画		
(1)道路管理一覧	-----	7 0
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」	-----	7 1
(3)路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区区分図他	-----	7 3
【Ⅲ 河川施設編】	-----	7 5
1. 河川の維持管理実施計画		
(1)道管理河川一覧	-----	7 6
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」	-----	7 8
(3)治水系パトロール実施区間他	-----	8 2
【Ⅳ 砂防・地すべり・急傾斜施設編】	-----	9 0
1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画		
(1)砂防関係施設一覧	-----	9 1
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」	-----	9 2
【Ⅴ 資料編】	-----	9 4
1. 管内関係機関	-----	9 5
2. 水防等資材保管一覧	-----	9 5

# I はじめに

## 【はじめに】

### (1)管内の概況

当管内は、北海道の中央部よりやや西方に位置し、東西約40kmに及ぶ広大な内地帯で、西側を石狩川が縦走し、北部から南西部にかけて平野が広がっています。

総面積は約1,212km<sup>2</sup>で、神奈川県の中ほどの面積を有し、3市1町からなっています。

管内の総人口は、104,784人（住民基本台帳：令和5年1月末現在）です。気候は、内陸気候のため比較的温暖ですが、夏から秋にかけて雨が多く、冬は日本海気候に属するために雪が多い豪雪地帯でもあります。

産業は稲作を中心に野菜や花などを取り入れた農業と、石炭産業を基幹産業に発展してきましたが、国のエネルギー政策の転換により、閉山が相次いだことから、石炭産業に替わる工業・観光への転換として、工業団地の造設や、炭坑跡地を活用した「万字炭山森林公園」や「炭坑メモリアル森林公園」また、ラムサール登録地となった「宮島沼」や風光明媚な「桂沢湖」など地域特性を活かした観光も盛んです。

出張所が管理する道路・河川等の現況は、道路の管理延長が306.3km、河川管理延長が275.2km、砂防指定地12箇所・地すべり防止区域5箇所・急傾斜地崩壊危険区域が、1箇所となっています。

管内が広大で、管理対象である公共土木施設が、その中に点在しているという特徴があります。

### (2)所管区域

岩見沢市・美唄市・三笠市・月形町

### (3)管内図



(4)管理状況

○道路

	路線数	延長(km)
主要道道	9	167.5
一般道道	22	138.8
合計	31	306.3

○河川

	河川数	管理延長(km)
石狩川水系	61	275.2

○砂防・地すべり・急傾斜

砂防指定地		地すべり防止区域		急傾斜地崩壊危険区域	
箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
12	77.14	5	69.1	1	2.46

※地すべり防止区域は国土交通省指定分

## Ⅱ 道路施設編

令和6年度(2024年度) 札幌建設管理部・岩見沢出張所・道路管理一覽

区分	路線番号	路線名	主な街路名(愛称等)	管理延長	夏期 パトロール延長	備考
主要 道道	6	岩見沢月形線	4条通	23.5	23.5	
	11	月形厚田線		7.5	7.5	
	30	三笠栗山線		18.7	18.7	
	33	美唄月形線		14.3	14.3	
	38	夕張岩見沢線		28.4	28.4	
	81	岩見沢石狩線		7.6	7.6	
	116	岩見沢三笠線		20.9	20.9	
	135	美唄富良野線		20.0	17.1	未供用区間 2.9km
	139	江別奈井江線		26.6	26.6	
一般 道道	201	岩見沢停車場線	駅前通	1.8	1.8	
	274	栗沢南幌線		5.7	5.7	
	275	月形峰延線		11.0	11.0	
	340	栗丘幌向停車場線		10.8	10.8	
	374	栗沢停車場線		0.1	0.1	
	376	石狩月形停車場線		0.6	0.6	
	687	美唄達布岩見沢線		9.8	9.8	
	728	中幌向栗沢線		6.9	6.9	
	789	上志文四条東線		6.2	6.2	
	816	峰延稔町線		7.0	7.0	
	817	茂世丑最上線		6.6	6.6	
	917	岩見沢桂沢線		13.2	13.2	
	921	開発峰延線		6.2	6.2	
	960	宝水岩見沢線		3.9	3.9	
	979	開発茶志内線		9.4	9.4	
	1121	月形幌向線		13.5	13.5	
	1129	三笠栗沢線		5.3	5.3	
	1130	砂川奈井江美唄線		7.0	7.0	
	1131	美唄停車場線		0.1	0.1	
	1139	栗沢工業団地大和線		5.3	5.3	
1140	美唄三笠線		4.1	4.1		
1159	美唄浦臼線		4.3	4.3		
		計		306.3	303.4	
		N=31路線				

※延長の単位はkm、令和5年4月1日現在の数値。

主な街路名とは地元協議等により呼び名が一般化している路線を記載(愛称をカッコ書き)

# 「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 岩見沢出張所管内)

道路パトロール業務(通常、定期、夜間、異常時)により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施  
【道路】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修 (橋梁補修)	橋梁補修	破損や劣化が確認された場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	道路パトロール(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
		橋梁塗装	部分的な”われ”や”はがれ”があり、錆が著しく発生している場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	道路パトロール(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
	施設補修 (トンネル等補修)	トンネル等補修	点検や早期の補修・修繕による措置を行い、長寿命化の取り組みを実施	道路パトロール(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
予防管理型、対症管理型	施設補修 (道路附属物 (小規模附属物)補修・更新)	道路附属物(小規模附属物)補修・更新	定期点検による診断結果より、施設の長寿命化を図る。破損や劣化により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	道路パトロール(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
対症管理型	施設補修 (路面等補修)	舗装補修 (パッチング)	局所的な穴ぼこや段差等の発生が見られ、走行車両に支障が生じる場合に実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			
		路面補修 (オーバーレイ)	わだち、ひび割れ等の発生が面的にみられ、走行車両に支障が生じる又は生じる危険性が有る場合に、路面状況に応じて実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			
		路面整正(砂利道)	融雪後、走行車両に支障が生じる場合に実施します。その他、降雨等によりわだち掘れや穴ぼこ等が生じる場合に実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			砂利道区間及び事前通行規制区間
		崩土除去、倒木処理、路肩法面補修	局所的な法面崩落、倒木、路肩崩壊等が発生した場合に、走行車両の通行確保のため、崩土除去や倒木処理、路肩法面補修等の急応的な対応	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			
	施設補修 (作工物補修)	排水施設補修	破損や劣化により、排水施設がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修や更新を実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			
		交通安全施設補修	破損や劣化により、防護柵等がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を補修。また、照明の球切れ等は道路パトロール(夜間)結果に基づき実施。			
	施設補修 (区画線)	区画線設置	路面の中央線や、片側2車線以上の境界線は春先に交通安全上、運転者が確認できなくなる場合に塗り替えます。また、その他の区画線は交差点等、特に必要な箇所について実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			



# 「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 岩見沢出張所管内)

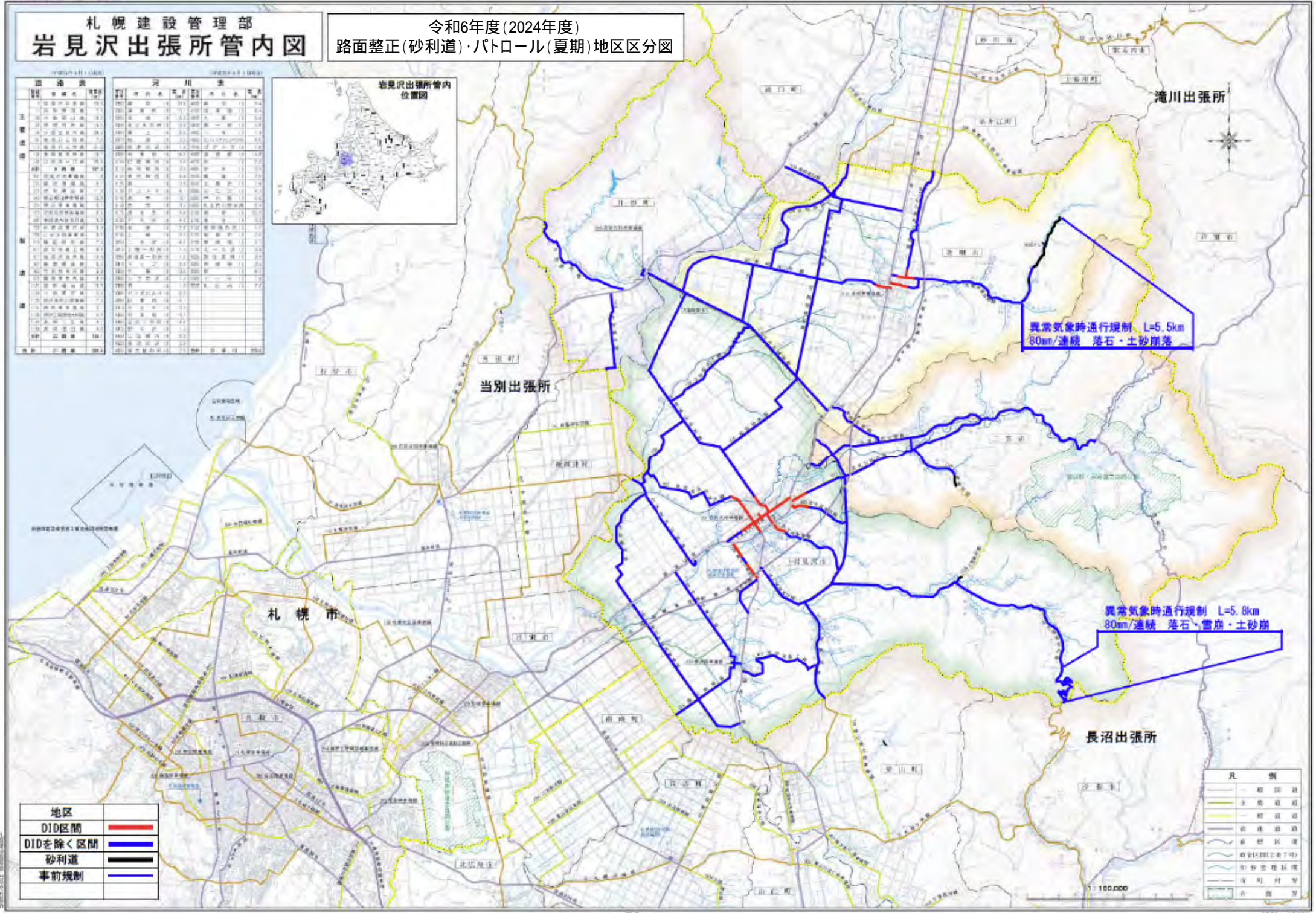
道路パトロール業務(通常、定期、夜間、異常時)により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施  
【道路】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示	
日常管理型	機能回復 (除草)	草刈り	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			草刈図	
		伐開	沿道において倒れる恐れがある立木や、倒木が人や車両の通行に支障が生じる場合に除去	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。				
日常管理型	機能回復 (清掃)	路面清掃	春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、沿道状況などに応じて実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。		路面状況により=散水車+路面清掃車又は散水車(路面清掃車)	路面清掃図	
		法面等清掃	春先におけるゴミの散乱等により美観や環境に支障が生じた場合に実施します。その他、ゴミの状況により排水施設に支障が生じる場合等にも、清掃を実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。				
		排水施設清掃	土砂によって著しく塞がっている箇所を優先して清掃を実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。				
	機能回復 (植栽管理)	樹木剪定	標識等が見えにくくならないよう、また歩行者や車両の通行に支障が生じないように樹木毎に樹形を考慮し剪定を実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。				
		冬囲い	道内観光のイメージアップに寄与する沿道の中低木は、雪害から樹木の育成を守るため、状況に応じて実施	積雪時期迄に対象木をムシロ・縄等で囲う。				
必要経費	施設維持	機械購入修理費	管理車両の更新修理のための必要経費	路面清掃車、草刈り機械などの修理				
		車庫等整備	管理車両の車庫等更新修理のための必要経費	管内の車庫等の雨漏り補修他				
		道路付属施設等経費	照明灯等の電気料金や、トンネル非常用設備等の電話料金、通信料金等	照明の節電対象路線拡大を検討				
	施設維持 (道路付属)	道路付属施設の保守点検・補修	気象観測収集装置やトンネルの非常用設備は老朽化や欠損による不具合が生じないように、定期的な点検と機器の補修を実施	委託業務により保守点検を実施				

札幌建設管理部  
岩見沢出張所管内図

令和6年度(2024年度)  
路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区区分図

道路表			河川表		
区間	延長(km)	種別	区間	延長(km)	種別
1	1.2	一般国道	1	0.5	河川
2	2.5	一般国道	2	1.0	河川
3	3.8	一般国道	3	1.5	河川
4	4.1	一般国道	4	2.0	河川
5	5.4	一般国道	5	2.5	河川
6	6.7	一般国道	6	3.0	河川
7	8.0	一般国道	7	3.5	河川
8	9.3	一般国道	8	4.0	河川
9	10.6	一般国道	9	4.5	河川
10	11.9	一般国道	10	5.0	河川
11	13.2	一般国道	11	5.5	河川
12	14.5	一般国道	12	6.0	河川
13	15.8	一般国道	13	6.5	河川
14	17.1	一般国道	14	7.0	河川
15	18.4	一般国道	15	7.5	河川
16	19.7	一般国道	16	8.0	河川
17	21.0	一般国道	17	8.5	河川
18	22.3	一般国道	18	9.0	河川
19	23.6	一般国道	19	9.5	河川
20	24.9	一般国道	20	10.0	河川
21	26.2	一般国道	21	10.5	河川
22	27.5	一般国道	22	11.0	河川
23	28.8	一般国道	23	11.5	河川
24	30.1	一般国道	24	12.0	河川
25	31.4	一般国道	25	12.5	河川
26	32.7	一般国道	26	13.0	河川
27	34.0	一般国道	27	13.5	河川
28	35.3	一般国道	28	14.0	河川
29	36.6	一般国道	29	14.5	河川
30	37.9	一般国道	30	15.0	河川
31	39.2	一般国道	31	15.5	河川
32	40.5	一般国道	32	16.0	河川
33	41.8	一般国道	33	16.5	河川
34	43.1	一般国道	34	17.0	河川
35	44.4	一般国道	35	17.5	河川
36	45.7	一般国道	36	18.0	河川
37	47.0	一般国道	37	18.5	河川
38	48.3	一般国道	38	19.0	河川
39	49.6	一般国道	39	19.5	河川
40	50.9	一般国道	40	20.0	河川
41	52.2	一般国道	41	20.5	河川
42	53.5	一般国道	42	21.0	河川
43	54.8	一般国道	43	21.5	河川
44	56.1	一般国道	44	22.0	河川
45	57.4	一般国道	45	22.5	河川
46	58.7	一般国道	46	23.0	河川
47	60.0	一般国道	47	23.5	河川
48	61.3	一般国道	48	24.0	河川
49	62.6	一般国道	49	24.5	河川
50	63.9	一般国道	50	25.0	河川
51	65.2	一般国道	51	25.5	河川
52	66.5	一般国道	52	26.0	河川
53	67.8	一般国道	53	26.5	河川
54	69.1	一般国道	54	27.0	河川
55	70.4	一般国道	55	27.5	河川
56	71.7	一般国道	56	28.0	河川
57	73.0	一般国道	57	28.5	河川
58	74.3	一般国道	58	29.0	河川
59	75.6	一般国道	59	29.5	河川
60	76.9	一般国道	60	30.0	河川
61	78.2	一般国道	61	30.5	河川
62	79.5	一般国道	62	31.0	河川
63	80.8	一般国道	63	31.5	河川
64	82.1	一般国道	64	32.0	河川
65	83.4	一般国道	65	32.5	河川
66	84.7	一般国道	66	33.0	河川
67	86.0	一般国道	67	33.5	河川
68	87.3	一般国道	68	34.0	河川
69	88.6	一般国道	69	34.5	河川
70	89.9	一般国道	70	35.0	河川
71	91.2	一般国道	71	35.5	河川
72	92.5	一般国道	72	36.0	河川
73	93.8	一般国道	73	36.5	河川
74	95.1	一般国道	74	37.0	河川
75	96.4	一般国道	75	37.5	河川
76	97.7	一般国道	76	38.0	河川
77	99.0	一般国道	77	38.5	河川
78	100.3	一般国道	78	39.0	河川
79	101.6	一般国道	79	39.5	河川
80	102.9	一般国道	80	40.0	河川
81	104.2	一般国道	81	40.5	河川
82	105.5	一般国道	82	41.0	河川
83	106.8	一般国道	83	41.5	河川
84	108.1	一般国道	84	42.0	河川
85	109.4	一般国道	85	42.5	河川
86	110.7	一般国道	86	43.0	河川
87	112.0	一般国道	87	43.5	河川
88	113.3	一般国道	88	44.0	河川
89	114.6	一般国道	89	44.5	河川
90	115.9	一般国道	90	45.0	河川
91	117.2	一般国道	91	45.5	河川
92	118.5	一般国道	92	46.0	河川
93	119.8	一般国道	93	46.5	河川
94	121.1	一般国道	94	47.0	河川
95	122.4	一般国道	95	47.5	河川
96	123.7	一般国道	96	48.0	河川
97	125.0	一般国道	97	48.5	河川
98	126.3	一般国道	98	49.0	河川
99	127.6	一般国道	99	49.5	河川
100	128.9	一般国道	100	50.0	河川



異常気象時通行規制 L=5.5km  
80mm/連続 落石・土砂崩落

異常気象時通行規制 L=5.8km  
80mm/連続 落石・雪崩・土砂崩

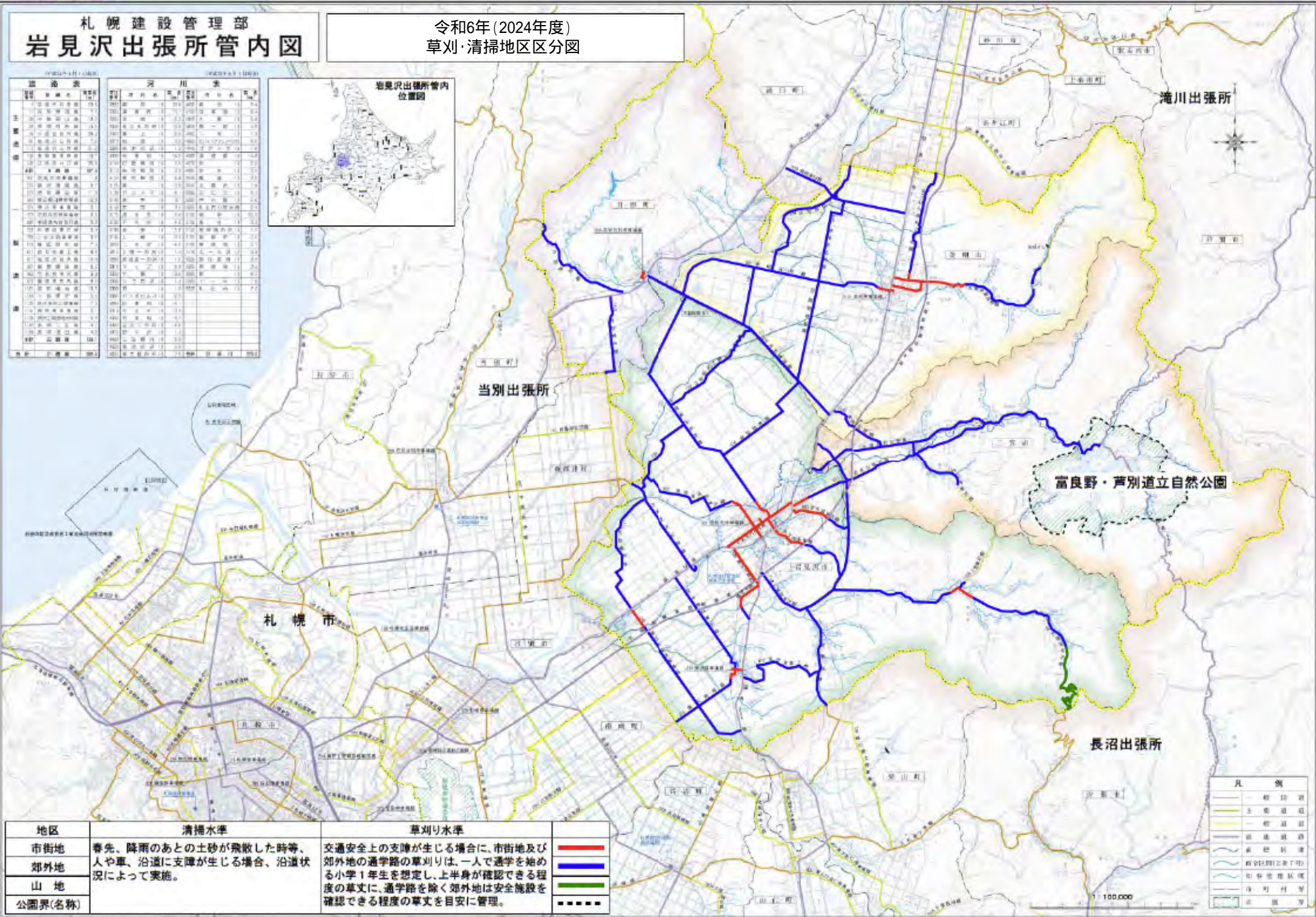
地区	色
DID区間	赤
DIDを除く区間	青
砂利道	黒
事前規制	黄

凡 例	
(赤線)	DID区間
(青線)	DIDを除く区間
(黒線)	砂利道
(黄線)	事前規制
(波線)	河川
(点線)	境界線
(細点線)	境界線
(斜線)	境界線
(空白)	境界線

# 札幌建設管理部 岩見沢出張所管内図

令和6年(2024年度)  
草刈・清掃地区区分図

道路表			河川表		
種別	名称	延長	種別	名称	延長
1	道庁管道路	10.0	1	河川	10.0
2	市管道路	10.0	2	河川	10.0
3	町管道路	10.0	3	河川	10.0
4	村管道路	10.0	4	河川	10.0
5	道外管道路	10.0	5	河川	10.0
6	道外管道路	10.0	6	河川	10.0
7	道外管道路	10.0	7	河川	10.0
8	道外管道路	10.0	8	河川	10.0
9	道外管道路	10.0	9	河川	10.0
10	道外管道路	10.0	10	河川	10.0
11	道外管道路	10.0	11	河川	10.0
12	道外管道路	10.0	12	河川	10.0
13	道外管道路	10.0	13	河川	10.0
14	道外管道路	10.0	14	河川	10.0
15	道外管道路	10.0	15	河川	10.0
16	道外管道路	10.0	16	河川	10.0
17	道外管道路	10.0	17	河川	10.0
18	道外管道路	10.0	18	河川	10.0
19	道外管道路	10.0	19	河川	10.0
20	道外管道路	10.0	20	河川	10.0
21	道外管道路	10.0	21	河川	10.0
22	道外管道路	10.0	22	河川	10.0
23	道外管道路	10.0	23	河川	10.0
24	道外管道路	10.0	24	河川	10.0
25	道外管道路	10.0	25	河川	10.0
26	道外管道路	10.0	26	河川	10.0
27	道外管道路	10.0	27	河川	10.0
28	道外管道路	10.0	28	河川	10.0
29	道外管道路	10.0	29	河川	10.0
30	道外管道路	10.0	30	河川	10.0
31	道外管道路	10.0	31	河川	10.0
32	道外管道路	10.0	32	河川	10.0
33	道外管道路	10.0	33	河川	10.0
34	道外管道路	10.0	34	河川	10.0
35	道外管道路	10.0	35	河川	10.0
36	道外管道路	10.0	36	河川	10.0
37	道外管道路	10.0	37	河川	10.0
38	道外管道路	10.0	38	河川	10.0
39	道外管道路	10.0	39	河川	10.0
40	道外管道路	10.0	40	河川	10.0
41	道外管道路	10.0	41	河川	10.0
42	道外管道路	10.0	42	河川	10.0
43	道外管道路	10.0	43	河川	10.0
44	道外管道路	10.0	44	河川	10.0
45	道外管道路	10.0	45	河川	10.0
46	道外管道路	10.0	46	河川	10.0
47	道外管道路	10.0	47	河川	10.0
48	道外管道路	10.0	48	河川	10.0
49	道外管道路	10.0	49	河川	10.0
50	道外管道路	10.0	50	河川	10.0



地区	清掃水準	草刈り水準	
市街地	春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合、沿道状況によって実施。	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理。	
郊外地			
山地			
公園界(名称)			

凡 例	
	一般道路
	主要道路
	一般道
	清流道
	森林保護
	緑地帯(土留り)
	河川管理区域
	河川付帯
	公園界

### Ⅲ 河川施設編

## 【 IV 河川施設編 】

(1) 道管理河川一覧(岩見沢出張所管内)

(km)

級種	水系名	河川名	市町村名	管理区間延長
1	石狩川	幌向川	岩見沢市	39.6
		清真布川	岩見沢市	10.1
		加茂川	岩見沢市	6.3
		佐々木の沢川	岩見沢市	0.9
		最上川	岩見沢市	6.0
		由良川	岩見沢市	3.2
		鈴木の沢川	岩見沢市	1.2
		利根別川	岩見沢市	14.0
		旧幾春別川	岩見沢市	3.0
		南利根別川	岩見沢市	3.5
		東利根別川	岩見沢市	4.8
		東川	岩見沢市	0.5
		ポイントネ川	岩見沢市	4.1
		高木川	岩見沢市	3.7
		志文川	岩見沢市	3.5
		茂世丑川	岩見沢市	6.0
		千代谷川	岩見沢市	4.0
		坂東川	岩見沢市	2.0
		上幌川	岩見沢市	0.3
		二の沢川	岩見沢市	4.0
		上幌一の沢川	岩見沢市	1.3
		美流渡一の沢川	岩見沢市	1.0
		マップ川	岩見沢市	5.5
		毛陽川	岩見沢市	3.0
		シコロ沢川	岩見沢市	1.4
		界川	岩見沢市	1.0
		ポンポロムイ川	岩見沢市	2.5
		旧幌向川	岩見沢市・江別市	4.1
		ダルミ川	岩見沢市	3.9
		市来知川	岩見沢市・三笠市	6.7
		志文三の沢川	岩見沢市	4.6
		野の沢川	岩見沢市	1.4

(km)

級種	水系名	河川名	市町村名	管理区間延長
1	石狩川	三笠幌内川	三笠市	5.9
		抜羽の沢川	三笠市	2.5
		弥生盤の沢川	三笠市	2.5
		奔別川	三笠市	3.4
		旧美唄川	美唄市	6.4
		大願川	岩見沢市	5.8
		第一幹川	岩見沢市	4.0
		二号川	岩見沢市・美唄市	1.8
		ビバイイクシュンベツ川	美唄市	4.5
		ゴクドウ川	美唄市	1.6
		須部都川	月形町	14.9
		赤川	月形町	2.2
		支赤川	月形町	0.5
		農場川	月形町	2.0
		北農沢川	月形町	1.6
		モロワ川	月形町	4.7
		中小屋川	月形町	5.0
		札比内川放水路	月形町	0.4
		美唄川	美唄市	20.5
		落合川	美唄市	0.9
		美唄滝の沢川	美唄市	1.5
		我路沢川	美唄市	2.0
		東美唄川	美唄市	2.7
		北一の沢川	美唄市	0.8
		産化美唄川	美唄市	3.5
		奔美唄川	美唄市	3.2
		新川	美唄市	4.3
		十一号川	美唄市	1.8
		札比内川	月形町	7.2
	計	1水系61河川		275.2

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6(2024年度)年度実施計画」(札幌建設管理部 岩見沢出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見または予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。

【河川】

区分	管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
〔一般事業費〕	予防管理型	施設補修	樋門・樋管点検整備	予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷、操作を行う管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価を行う。また、必要に応じてゲートの開閉に支障のないよう保守整備	○年次計画に沿ってR6年度対象となる樋門の定期点検を実施すると共に、必要に応じてゲートの開閉に支障のないようにグリスアップや故障機器の交換など簡易な保守整備 ○エンジン式動力カゲート樋門は、年次点検の実施、試験運転による機器の修理、調整 ○予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷や操作する管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価調査を行い、樋門台帳に記録管理	○年1回河川パトロールで目視点検を行い、結果を、GISに入力し管理する。 ○簡易な保守点検は市町村が実施(操作点検委託)	○R6点検整備箇所数 N = 39基 (内エンジン付き 9基)	
			樋門・樋管補修	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部分の重要性や目視健全度評価の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながら補修を実施	○出水期前に点検を行い、機能障害箇所の補修を実施 ○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や機能低下が認められるものや著しいものから補修を実施 ○見易い量水標の設置(蛍光板、大文字、操作水位標など)			
			樋門・樋管再塗装	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部分の重要性や目視健全度評価等の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながらゲート等の金属機器の再塗装を実施	○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や腐食が認められるものや著しいものから再塗装を実施			
施設維持 管理費	対症管理型	施設補修	堤防補修	堤防の機能が低下する恐れがある沈下やひび割れ等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、その状態から堤防の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤防の状況を把握し、必要に応じて補修 ○堤防を散策路や親水目的として利用している箇所の安全点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 ○利用施設安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表 親水施設安全点検(4月末) ・利根別川、南利根別川、東利根別川、最上川、三笠幌内川、抜羽の沢川	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/zenriyoutenken/index_anzen.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/zenriyoutenken/index_anzen.htm</a>	
			護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、コンクリートの劣化、沈下等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている護岸の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 ○利用施設安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表 親水施設安全点検(4月末) ・利根別川、南利根別川、東利根別川、最上川、三笠幌内川、抜羽の沢川	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/zenriyoutenken/index_anzen.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/zenriyoutenken/index_anzen.htm</a>	
			床止補修	床止の機能が低下する恐れのある床止本体及び護岸の沈下、変形などの変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより床止の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている床止の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村と連携して実施 ○利用施設安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/zenriyoutenken/index_anzen.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/zenriyoutenken/index_anzen.htm</a>	
			転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修 ○市街地などで住民などが河川へ転落するなどの事故防止のために設置している転落防止柵の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 ○利用施設安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表 親水施設安全点検(4月末) ・利根別川、南利根別川、東利根別川、最上川、三笠幌内川、抜羽の沢川	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/zenriyoutenken/index_anzen.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/zenriyoutenken/index_anzen.htm</a>	
			堤内排水路補修	堤内排水路の状態から、土砂の堆積、法面崩壊や法面保護工が損傷し、明らかに排水機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤内排水路の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施		
			標識設置	老朽化、腐食、損傷により標識の脱落、倒壊の危険や文字等の判読ができなくなっている場合に、補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施		

【河川】

区分	管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
	日常管理型	河川機能回復	低水路整理	河道内に土砂が異常堆積し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫の原因となる恐れのある場合に、堆積土砂を除去	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて堆積土砂を除去 ○洪水後に河道状況を確認して、次の洪水に備えるための状態を把握するとともに、必要に応じて堆積土砂を除去	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施		
			結水除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害、また、樋門等の吞吐口等の結氷閉塞による排水不能による冠水被害が生じる恐れがある場合に、河道内の結氷を除去	○冬期間パトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷等を除去 ○北海道融雪災害対策箇所の対象河川について、3月以降融雪災害が発生しないように、市町村と連携して必要な箇所の結氷除去	○R6注意河川 ・札比内川 ・旧美唄川		「北海道の融雪災害対策」参照 要注意河川明示(パトロール図)
			流木除去	河道内や橋脚に流木が堆積し、河川阻害による洪水被害の発生や海岸等への流出による漁業被害の発生恐れがある場合に、除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて流木を除去 ○海岸等への流出による定置網等への被害の発生恐れがある場合に、市や漁業協同組合と連絡を密にして、必要な箇所の流木を除去	○出水後に関係機関による現地調査実施		
	河川区域維持	河川区域伐開	河道内に樹木が繁茂し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫となる恐れのある場合に、生物の生息・生育環境や景観に配慮しながら伐開を実施します。また、樹木により堤防や樋門などの施設の機能が低下又は失われる状態となる場合に、伐開を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を実施 ○「市民団体協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等への周知、計画的な伐開を検討 ○伐木材の再資源化等への利用を検討	○5月中に市民団他要望箇所を調整(第1回)	○「市民団体協働の川づくり事業」の市町村広報誌掲載を4月中に予定 ○5月中に市民団非要望箇所を調整(第1回)		
		再生資源等処理	河川区域に放置されたブロック等の再利用可能な資材の一時保管場所までの搬送及び保管場所の適正管理	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域の状況を把握し、放置されたブロック等を撤去して保管場所に保管				
		その他	不法投棄物の処理、害虫駆除(薬剤散布)、親水施設等の清掃、補修、規制看板補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域や親水施設の状況を把握し、必要に応じて対策を実施 ○洪水等による災害発生の防止のため、不法投棄物を発見した場合、処理するとともに不法行為を防止するための対策を実施 ○害虫の発生による河川周辺への影響や親水区域の河川施設等の利用に支障が生じる状況の場合、必要に応じて措置 ○親水施設については、安全利用点検(GW前)を実施し、施設の損傷や機能の低下、危険な状況の場合、応急措置を行うとともに、必要に応じて措置	○関係機関合同による不法投棄パトロールに合わせて河川区域内の不法投棄物を処理する。			



【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示	
	除草	水防上、環境上、特に重要な区間(重要水防区間、DID隣接区間、水位周知区間、水防警報区間)	重要水防区間や水位周知区間、水防警報区間、DID(人口集中地区)隣接区間等の水防上、特に注意を要する重要な箇所、堤防の点検、不法行為や利用状況の監視、及び河川管理施設の巡視・点検等のため、堤防法面及び管理用道路の草刈りを年1回出水期前に実施	<p>○洪水による災害の発生の防止のための堤防の状態把握を目的とした堤防点検を行うため、出水期前に堤防、管理用通路の草刈りを実施</p> <p>○刈草は河川流出や周辺環境への影響がある場合は、収集して処理</p> <p>○「市民団体の協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等へ周知すると共に計画的な草刈りを実施</p> <p>○河川巡視、点検などの支障と成らないよう、堤防や管理用通路の植生の繁茂状況等により必要に応じて草刈りを実施</p>	<p>○5月中に市民団定要望箇所の調整(第1回)</p> <p>○年1回業者委託により実施</p>	<p>○市民団体協働の川づくり事業(R5年度実施団体)岩見沢市幌向地区町内会連絡協議会:ダルミ川                      奔美唄川河川愛護環境保全組合:奔美唄川                      岩見沢市東町2・8町内会:利根別川</p>	除草区間図に明示	
		上記以外の区間	上記以外の河川整備済区間で河川の巡視、点検や適切な維持管理を行うために支障とならないように、堤防法面や管理用通路の植生の繁茂状況等により、必要に応じて出水期前に草刈りを実施			○5月中に市民団定要望箇所を調整(第1回)	除草区間図に明示	
		周辺環境	病害虫発生の抑止、周辺環境保持の観点から、必要に応じて草刈りを実施	○市街地や河川利用箇所等で周辺環境の保持、病害虫発生の抑制など、必要に応じて草刈りを実施				
	環境施設の機能回復	低々水路の機能保持	土砂堆積により低々水路の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、低々水路機能に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去				
		魚道の機能保持	土砂堆積や異常洗掘により、魚道の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚道に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去				
		魚巢護岸の機能保持	土砂堆積や異常洗掘等により、魚巢護岸の機能が低下又は失われている状態の場合、土砂等を除去するなどにより機能回復する	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚巢護岸に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去				
		環境施設の機能保持	親水施設や魚巢護岸の劣化や損傷、土砂堆積や流木により、施設の機能や利用に支障が生じている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等が損傷、土砂等が堆積している場合、必要に応じて補修、土砂等を除去				
その他河川区域の環境管理	河畔樹木の育成など	良好な水辺環境の創出を目指して河川区域内に植樹された樹木及び河畔樹木を剪定、下草刈りし、水辺環境の保全を図る。 また、環境整備や親水整備された施設等の小規模な補修や清掃を行い、利用者の安全を確保	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等について利用者の安全確保のため必要に応じて施設補修や清掃を実施					
			<p>○出水期前の一斉点検を行い、必要に応じて施設補修や清掃を実施</p> <p>○年間を通してパトロールによる巡視などにより河畔樹木等の状況を把握し、必要に応じて剪定、下草刈りを実施</p>					

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示	
必要経費	付属施設補修	水文施設補修	老朽化や欠損等による観測データの欠測等の不具合が生じた場合に、観測・通信機器の補修、部品交換を実施	○別途保守点検をメーカーに業務委託し、年点検実施 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応 ※「川の防災情報」に水位、雨量の情報を提供	○インターネット「川の防災情報」での欠測時における警戒水位、警戒雨量超過の場合はFAXによる通報を実施する。			
	施設維持	可動堰等施設維持運営費	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	○管内に対象施設無し				
		排水機場	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	○管内に対象施設無し				
	河川区域維持	水防資材等購入	洪水時や地震による護岸等の損傷、沈下が発生した時に、流水から保護するためのシートや土のう等の水防資材や油流出事故に使用する油吸着マット等について、前年度使用した分の補充や有効期間が超過した資材を交換し、必要量備蓄する経費	○危機管理として洪水や地震等で損傷した施設や河道の維持を応急対応するために必要な資材、水質事故等に使用する油吸着マット等の必要量を保管し、台帳管理	○防災情報連絡会議により関係機関と保管情報を共有する。		水防等資材保管一覧表 (資料編)	
	樋門(管)操作委託料			出水時の樋門、樋管のゲート操作及び平常時における定期点検を地元市町村等へ委託する固定経費	○市町村で管理人を傷害保険へ加入契約			
		定期点検操作委託料		樋門(管)の適切な機能保全を行うため、出水期前を始めとして目視やゲート操作による設備各部の機能について定期点検を行う経費	○定期点検は出水期前の4月、出水期の7～10月の各月に実施することとしていますが、出水期前の点検は、各現地の実情により実施日を決定 ○年度当初の委託契約時に点検整備に必要な消耗品等の確認、操作に必要な器具等の確認報告を市町村から報告し、必要な物品等を建設管理部から支給 ○定期点検の記録表は翌月10日開庁日までに提出			
	臨時操作・巡回委託料		大雨出水時に巡回及び必要に応じて樋門ゲート操作を行い、外水の遮断と内水排除を行う経費	○市町村が行う巡回、操作に関する記録表は速やかに提出させる ○臨時操作に伴い必要な点検整備を実施した場合は、点検整備記録表を速やかに提出させる				

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図、2万5千分1地形図及び基礎地図情報を使用した。(承認番号 平25情使 第815号)

# 治水系パトロール実施区間

1/4

札幌建設管理部

## 岩見沢出張所管内施設管理図



**【砂防施設】**

番号	渓流名・施設名	市町村名
1	鶴内川	岩見沢市
2	ボンボロムイ川	岩見沢市
3	寒美噴川	美瑛市
4	南一の沢川	美瑛市
5	雪の沢川	美瑛市
6	奔別鳥居の沢川	三笠市
7	新橋の沢川	三笠市
8	清住町沢川	三笠市
9	鶴内寺沢川	三笠市
10	佐々木の沢川	三笠市
11	農場川	月形町
12	中小屋川	月形町
13	札比内川	月形町

**【急傾斜地崩壊防止施設】**

番号	渓流名・施設名	市町村名
20	三笠野生並木町	三笠市

**【地すべり防止施設】**

番号	渓流名・施設名	市町村名
30	日の出	岩見沢市
31	我路	美瑛市
32	清水台	美瑛市
33	常盤台	美瑛市
34	鷲巻別	三笠市

河口要注意箇所

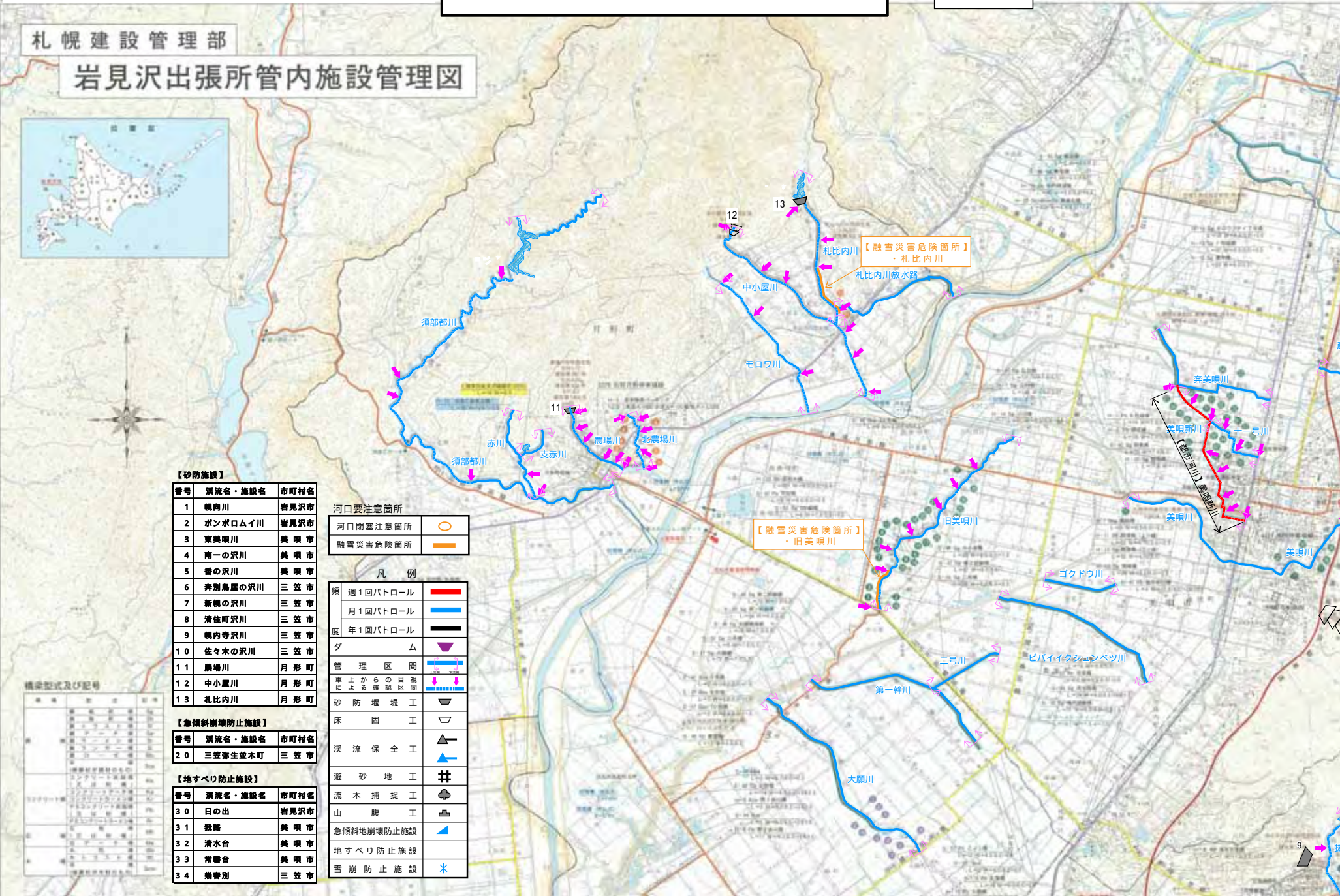
河口閉塞注意箇所	○
融雪災害危険箇所	—

凡 例

頻 週1回パトロール	■
月1回パトロール	■
年度1回パトロール	■
ダ ム	▽
管 理 区 間	—
県上からの自区間	—
目による確認区間	—
砂防埋堤工	■
床固工	▽
渓流保全工	▲
遊砂地工	井
流木捕捉工	■
山腹工	■
急傾斜地崩壊防止施設	▲
地すべり防止施設	▲
雪崩防止施設	*

橋梁型式及び記号

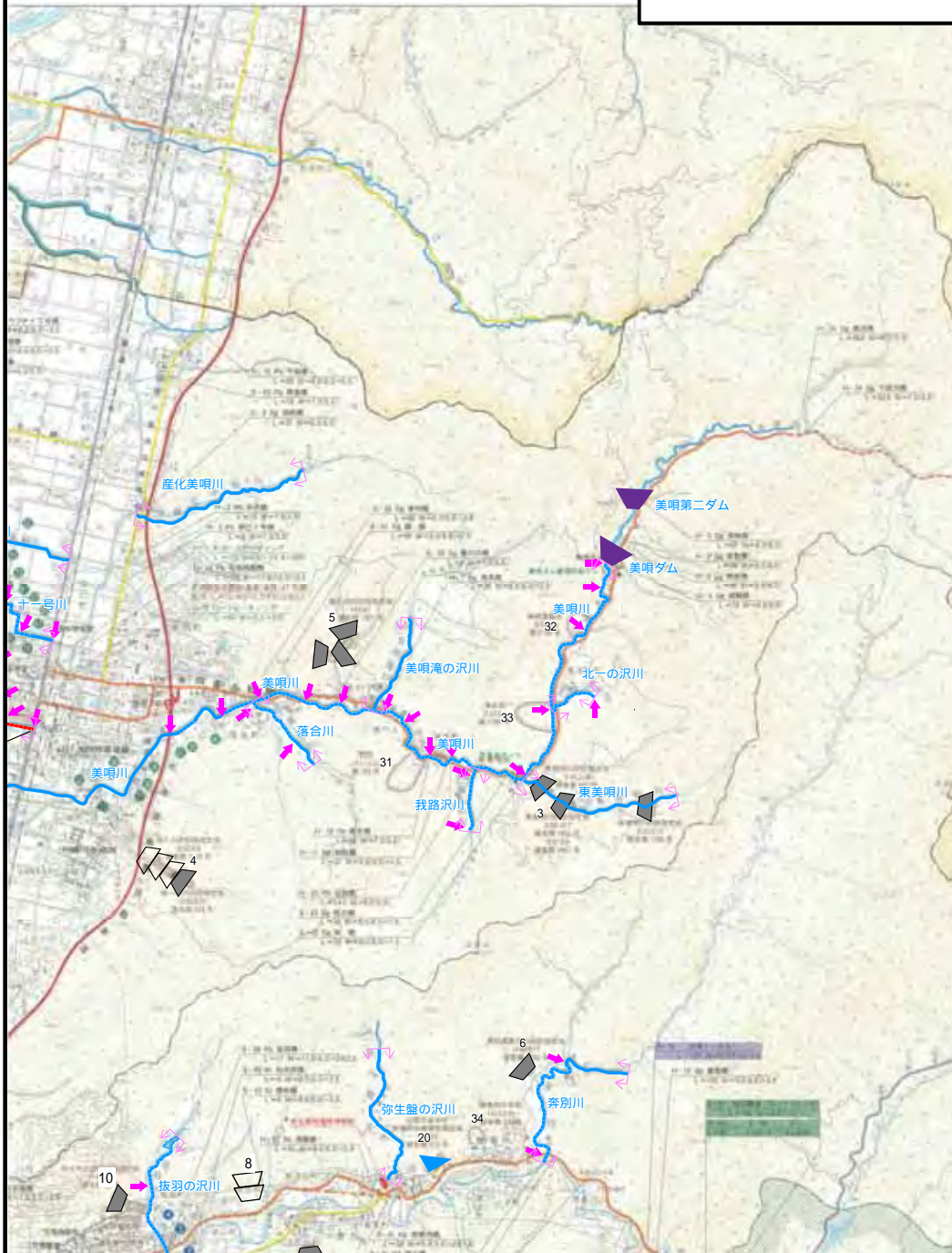
橋名	型式	記号
岩見沢橋	橋脚式	■
...	...	...



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図、2万5千分1地形図及び基礎地図情報を使用した。(承認番号 平25情使 第815号)

# 治水系パトロール実施区間

2/4



河口要注意箇所

河口閉塞注意箇所	○
融雪災害危険箇所	—

【砂防施設】

番号	渓流名・施設名	市町村名
1	横内川	樹見沢市
2	ボンボロムイ川	樹見沢市
3	東美唄川	美唄市
4	南一の沢川	美唄市
5	響の沢川	美唄市
6	奔別鳥居の沢川	三笠市
7	新橋の沢川	三笠市
8	清住町沢川	三笠市
9	横内寺沢川	三笠市
10	佐々木の沢川	三笠市
11	鹿場川	月形町
12	中小屋川	月形町
13	札比内川	月形町

【急傾斜崩壊防止施設】

番号	渓流名・施設名	市町村名
20	三笠弥生並木町	三笠市

【地すべり防止施設】

番号	渓流名・施設名	市町村名
30	日の出	樹見沢市
31	我路	美唄市
32	清水台	美唄市
33	常盤台	美唄市
34	機帯別	三笠市

樹見沢市 治水系パトロール実施区間

河川	区間	実施頻度	実施時期	実施内容	実施担当者
横内川	樹見沢市	週1回	7月	河川清掃	樹見沢市
ボンボロムイ川	樹見沢市	週1回	7月	河川清掃	樹見沢市
東美唄川	美唄市	週1回	7月	河川清掃	美唄市
南一の沢川	美唄市	週1回	7月	河川清掃	美唄市
響の沢川	美唄市	週1回	7月	河川清掃	美唄市
奔別鳥居の沢川	三笠市	週1回	7月	河川清掃	三笠市
新橋の沢川	三笠市	週1回	7月	河川清掃	三笠市
清住町沢川	三笠市	週1回	7月	河川清掃	三笠市
横内寺沢川	三笠市	週1回	7月	河川清掃	三笠市
佐々木の沢川	三笠市	週1回	7月	河川清掃	三笠市
鹿場川	月形町	週1回	7月	河川清掃	月形町
中小屋川	月形町	週1回	7月	河川清掃	月形町
札比内川	月形町	週1回	7月	河川清掃	月形町
三笠弥生並木町	三笠市	週1回	7月	河川清掃	三笠市
日の出	樹見沢市	週1回	7月	河川清掃	樹見沢市
我路	美唄市	週1回	7月	河川清掃	美唄市
清水台	美唄市	週1回	7月	河川清掃	美唄市
常盤台	美唄市	週1回	7月	河川清掃	美唄市
機帯別	三笠市	週1回	7月	河川清掃	三笠市

凡例

週1回パトロール	赤線
月1回パトロール	青線
年1回パトロール	黒線
ダム	▽
管理区間	—
垂上からの目視による確認区間	↑ ↓
砂防堰堤工	▽
床固工	▽
渓流保全工	▲
遊砂地工	井
流木捕捉工	罌
山腹工	罌
急傾斜崩壊防止施設	▲
地すべり防止施設	▲
雪崩防止施設	*

樹見沢市 治水系パトロール実施区間

市町村名	樹見沢市	三笠市	美唄市	月形町
実施回数	44	10	10	10
実施日数	44	10	10	10
実施人員	44	10	10	10
実施費用	44	10	10	10

# 治水系パトロール実施区間

3/4

### 【砂防施設】

番号	渓流名・施設名	市町村名
1	横内川	岩見沢市
2	ボンボロムイ川	岩見沢市
3	東美幌川	美幌市
4	南一の沢川	美幌市
5	響の沢川	美幌市
6	奔別鳥居の沢川	三笠市
7	新幌の沢川	三笠市
8	清住町沢川	三笠市
9	横内寺沢川	三笠市
10	佐々木の沢川	三笠市
11	廣場川	月形町
12	中小重川	月形町
13	礼比内川	月形町

### 【急傾斜崩壊防止施設】

番号	渓流名・施設名	市町村名
20	三笠養生並木町	三笠市

### 【地すべり防止施設】

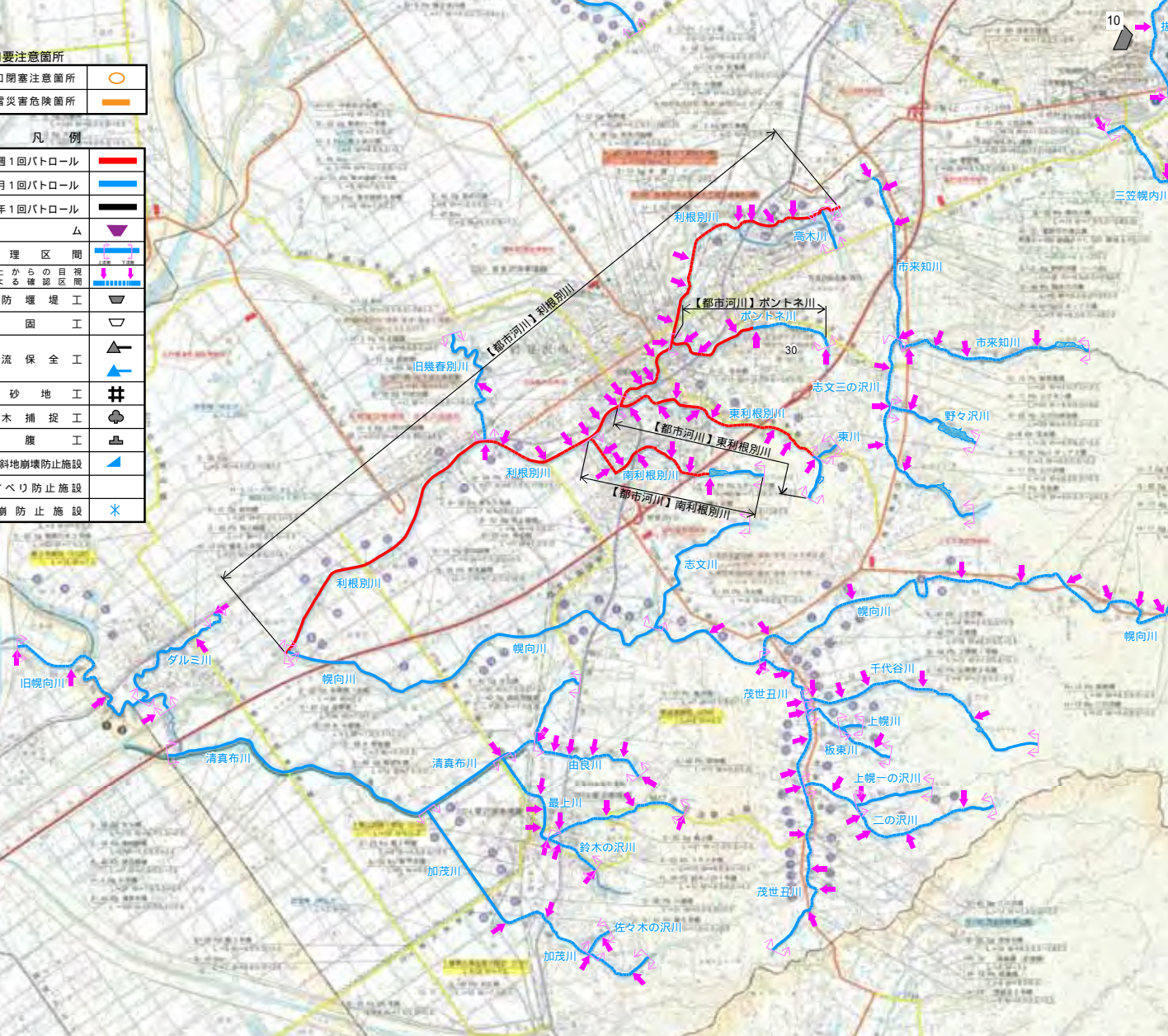
番号	渓流名・施設名	市町村名
30	日の出	岩見沢市
31	我路	美幌市
32	清水台	美幌市
33	常盤台	美幌市
34	幾音別	三笠市

### 河口要注意箇所

河口閉塞注意箇所	○
融雪災害危険箇所	—

### 凡 例

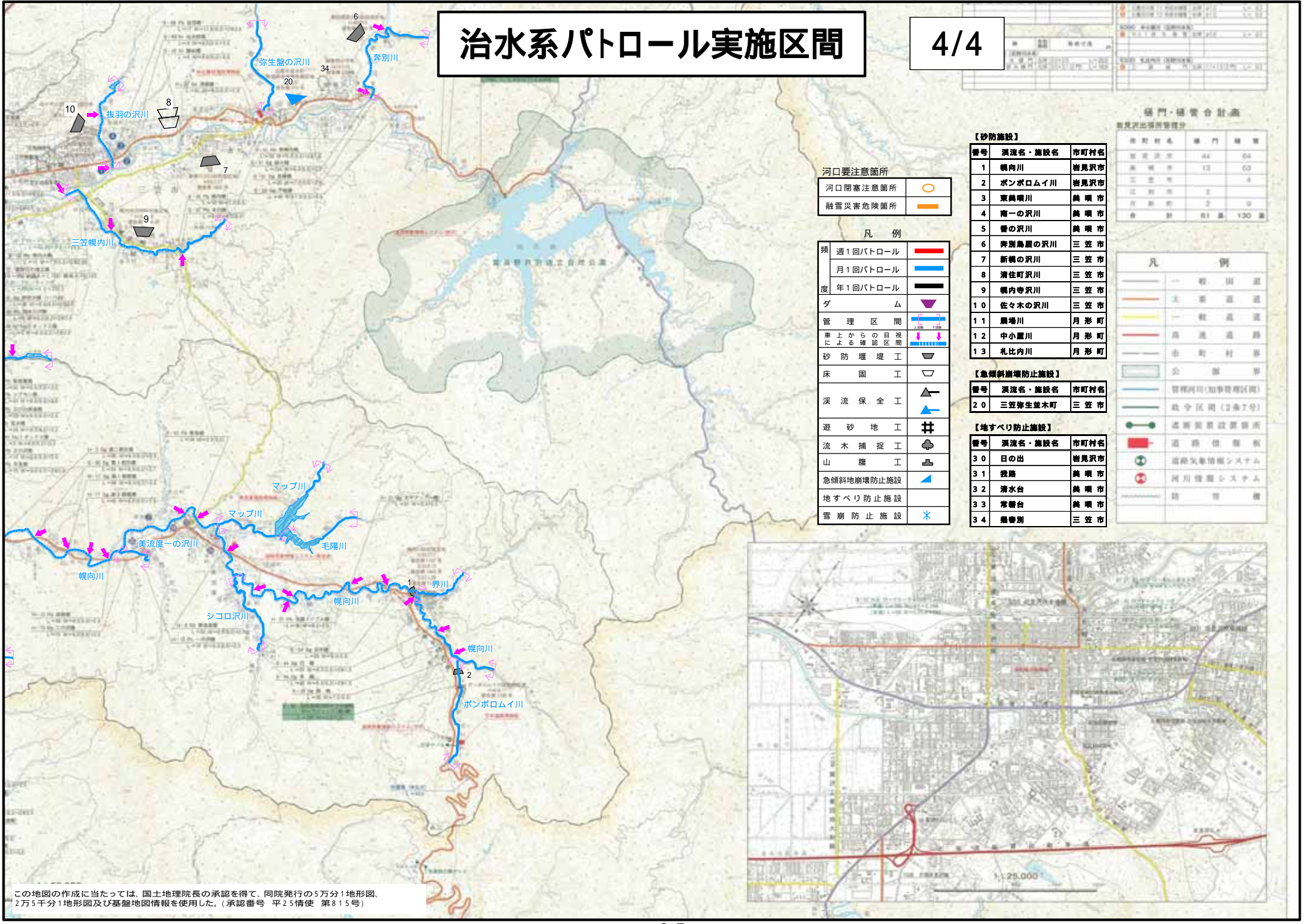
頻	週1回パトロール	■
	月1回パトロール	■
度	年1回パトロール	■
ダ	ム	▽
管 理 区 間	車上からの目視による確認区間	■
砂 防 堰 堤 工		■
床 固 工		■
渓 流 保 全 工		■
遊 砂 地 工		■
流 木 捕 捉 工		■
山 麓 工		■
急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設		■
地 す べ り 防 止 施 設		■
雪 崩 防 止 施 設		■



番号	地名	経度	緯度	標高	面積	人口	人口密度
4200	旭川市	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83
4201	紋別市	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83
4202	網走市	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83
4203	稚内市	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83
4204	上川町	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83
4205	中川町	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83
4206	下川町	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83
4207	美幌町	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83
4208	三笠市	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83
4209	月形町	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83
4210	岩見沢市	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83
4211	滝川町	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83
4212	大滝川町	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83
4213	大滝川町	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83
4214	大滝川町	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83
4215	大滝川町	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83
4216	大滝川町	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83
4217	大滝川町	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83
4218	大滝川町	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83
4219	大滝川町	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83
4220	大滝川町	142.50	43.75	100	1,200	100,000	83

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図、2万5千分1地形図及び基礎地図情報を使用した。(承認番号 平25情使 第815号)

# 治水系パトロール実施区間



河口要注意箇所

河口閉塞注意箇所	○
融雪災害危険箇所	—

凡例

頻	週1回パトロール	■
	月1回パトロール	■
度	年1回パトロール	■
ダ	管理区間	■
	車上からの目視による確認区間	■
	砂防堰堤工	■
	床固工	■
	渓流保全工	■
	遊砂地工	■
	流木捕捉工	■
	山腹工	■
	急傾斜地崩壊防止施設	■
	地すべり防止施設	■
	雪崩防止施設	■

【砂防施設】

番号	渓流名・施設名	市町村名
1	幌向川	岩見沢市
2	ボンボロムイ川	岩見沢市
3	東美幌川	美幌市
4	南一の沢川	美幌市
5	響の沢川	美幌市
6	奔別島原の沢川	三笠市
7	新幌の沢川	三笠市
8	清住町沢川	三笠市
9	幌内寺沢川	三笠市
10	佐々木の沢川	三笠市
11	黒場川	月形町
12	中小屋川	月形町
13	礼比内川	月形町

【急傾斜崩壊防止施設】

番号	渓流名・施設名	市町村名
20	三笠弥生並木町	三笠市

【地すべり防止施設】

番号	渓流名・施設名	市町村名
30	日の出	岩見沢市
31	我路	美幌市
32	潜水台	美幌市
33	常磐台	美幌市
34	集帯別	三笠市

橋門・橋費合計表

見取川流域管理区

橋門名	橋門	橋費
岩見沢市	44	64
美幌市	13	63
三笠市	2	4
月形町	2	9
合計	61	130

凡例

—	一般国道
—	主要国道
—	一般道道
—	県道
—	市町村界
■	公団界
■	管理区界(知事管理区)
■	指令区界(2条7号)
■	流域管理区界
■	道路情報板
■	道路安全情報システム
■	河川情報システム
■	防雪機



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図、2万5千分1地形図及び基礎地図情報を使用した。(承認番号 平25情使 第815号)

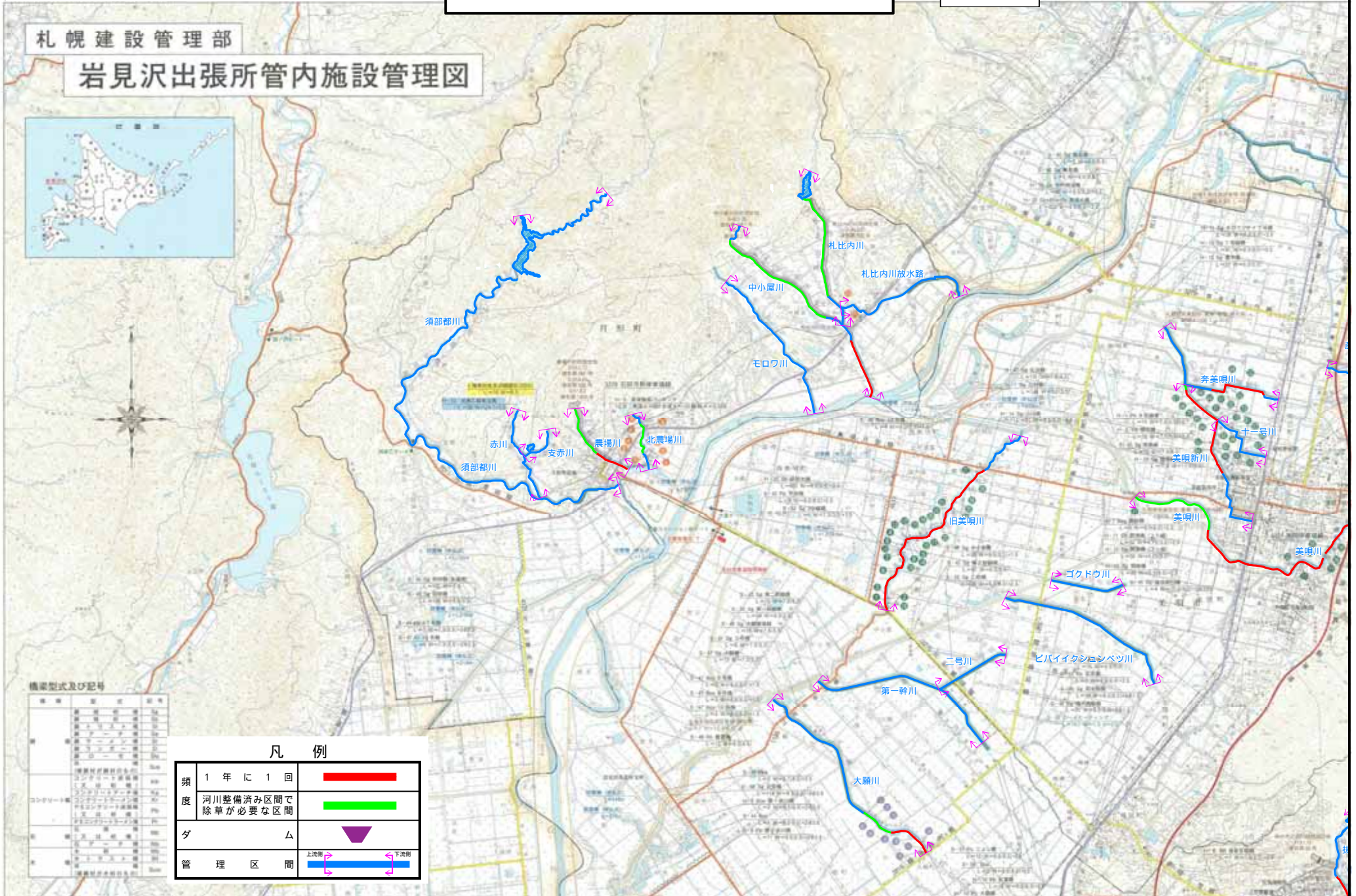
# 河川除草区間

1/4

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図、2万5千分1地形図及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平25情使 第815号)

札幌建設管理部

岩見沢出張所管内施設管理図



橋梁型式及び記号

橋名	型式	記号
札幌市立第一中学校	鋼橋	△
札幌市立第二中学校	鋼橋	△
札幌市立第三中学校	鋼橋	△
札幌市立第四中学校	鋼橋	△
札幌市立第五中学校	鋼橋	△
札幌市立第六中学校	鋼橋	△
札幌市立第七中学校	鋼橋	△
札幌市立第八中学校	鋼橋	△
札幌市立第九中学校	鋼橋	△
札幌市立第十中学校	鋼橋	△
札幌市立第十一中学校	鋼橋	△
札幌市立第十二中学校	鋼橋	△
札幌市立第十三中学校	鋼橋	△
札幌市立第十四中学校	鋼橋	△
札幌市立第十五中学校	鋼橋	△
札幌市立第十六中学校	鋼橋	△
札幌市立第十七中学校	鋼橋	△
札幌市立第十八中学校	鋼橋	△
札幌市立第十九中学校	鋼橋	△
札幌市立第二十中学校	鋼橋	△
札幌市立第二十一中学校	鋼橋	△
札幌市立第二十二中学校	鋼橋	△
札幌市立第二十三中学校	鋼橋	△
札幌市立第二十四中学校	鋼橋	△
札幌市立第二十五中学校	鋼橋	△
札幌市立第二十六中学校	鋼橋	△
札幌市立第二十七中学校	鋼橋	△
札幌市立第二十八中学校	鋼橋	△
札幌市立第二十九中学校	鋼橋	△
札幌市立第三十中学校	鋼橋	△
札幌市立第三十一中学校	鋼橋	△
札幌市立第三十二中学校	鋼橋	△
札幌市立第三十三中学校	鋼橋	△
札幌市立第三十四中学校	鋼橋	△
札幌市立第三十五中学校	鋼橋	△
札幌市立第三十六中学校	鋼橋	△
札幌市立第三十七中学校	鋼橋	△
札幌市立第三十八中学校	鋼橋	△
札幌市立第三十九中学校	鋼橋	△
札幌市立第四十中学校	鋼橋	△
札幌市立第四十一中学校	鋼橋	△
札幌市立第四十二中学校	鋼橋	△
札幌市立第四十三中学校	鋼橋	△
札幌市立第四十四中学校	鋼橋	△
札幌市立第四十五中学校	鋼橋	△
札幌市立第四十六中学校	鋼橋	△
札幌市立第四十七中学校	鋼橋	△
札幌市立第四十八中学校	鋼橋	△
札幌市立第四十九中学校	鋼橋	△
札幌市立第五十中学校	鋼橋	△
札幌市立第五十一中学校	鋼橋	△
札幌市立第五十二中学校	鋼橋	△
札幌市立第五十三中学校	鋼橋	△
札幌市立第五十四中学校	鋼橋	△
札幌市立第五十五中学校	鋼橋	△
札幌市立第五十六中学校	鋼橋	△
札幌市立第五十七中学校	鋼橋	△
札幌市立第五十八中学校	鋼橋	△
札幌市立第五十九中学校	鋼橋	△
札幌市立第六十中学校	鋼橋	△
札幌市立第六十一中学校	鋼橋	△
札幌市立第六十二中学校	鋼橋	△
札幌市立第六十三中学校	鋼橋	△
札幌市立第六十四中学校	鋼橋	△
札幌市立第六十五中学校	鋼橋	△
札幌市立第六十六中学校	鋼橋	△
札幌市立第六十七中学校	鋼橋	△
札幌市立第六十八中学校	鋼橋	△
札幌市立第六十九中学校	鋼橋	△
札幌市立第七十中学校	鋼橋	△
札幌市立第七十一中学校	鋼橋	△
札幌市立第七十二中学校	鋼橋	△
札幌市立第七十三中学校	鋼橋	△
札幌市立第七十四中学校	鋼橋	△
札幌市立第七十五中学校	鋼橋	△
札幌市立第七十六中学校	鋼橋	△
札幌市立第七十七中学校	鋼橋	△
札幌市立第七十八中学校	鋼橋	△
札幌市立第七十九中学校	鋼橋	△
札幌市立第八十中学校	鋼橋	△
札幌市立第八十一中学校	鋼橋	△
札幌市立第八十二中学校	鋼橋	△
札幌市立第八十三中学校	鋼橋	△
札幌市立第八十四中学校	鋼橋	△
札幌市立第八十五中学校	鋼橋	△
札幌市立第八十六中学校	鋼橋	△
札幌市立第八十七中学校	鋼橋	△
札幌市立第八十八中学校	鋼橋	△
札幌市立第八十九中学校	鋼橋	△
札幌市立第九十中学校	鋼橋	△
札幌市立第九十一中学校	鋼橋	△
札幌市立第九十二中学校	鋼橋	△
札幌市立第九十三中学校	鋼橋	△
札幌市立第九十四中学校	鋼橋	△
札幌市立第九十五中学校	鋼橋	△
札幌市立第九十六中学校	鋼橋	△
札幌市立第九十七中学校	鋼橋	△
札幌市立第九十八中学校	鋼橋	△
札幌市立第九十九中学校	鋼橋	△
札幌市立第一百中学校	鋼橋	△

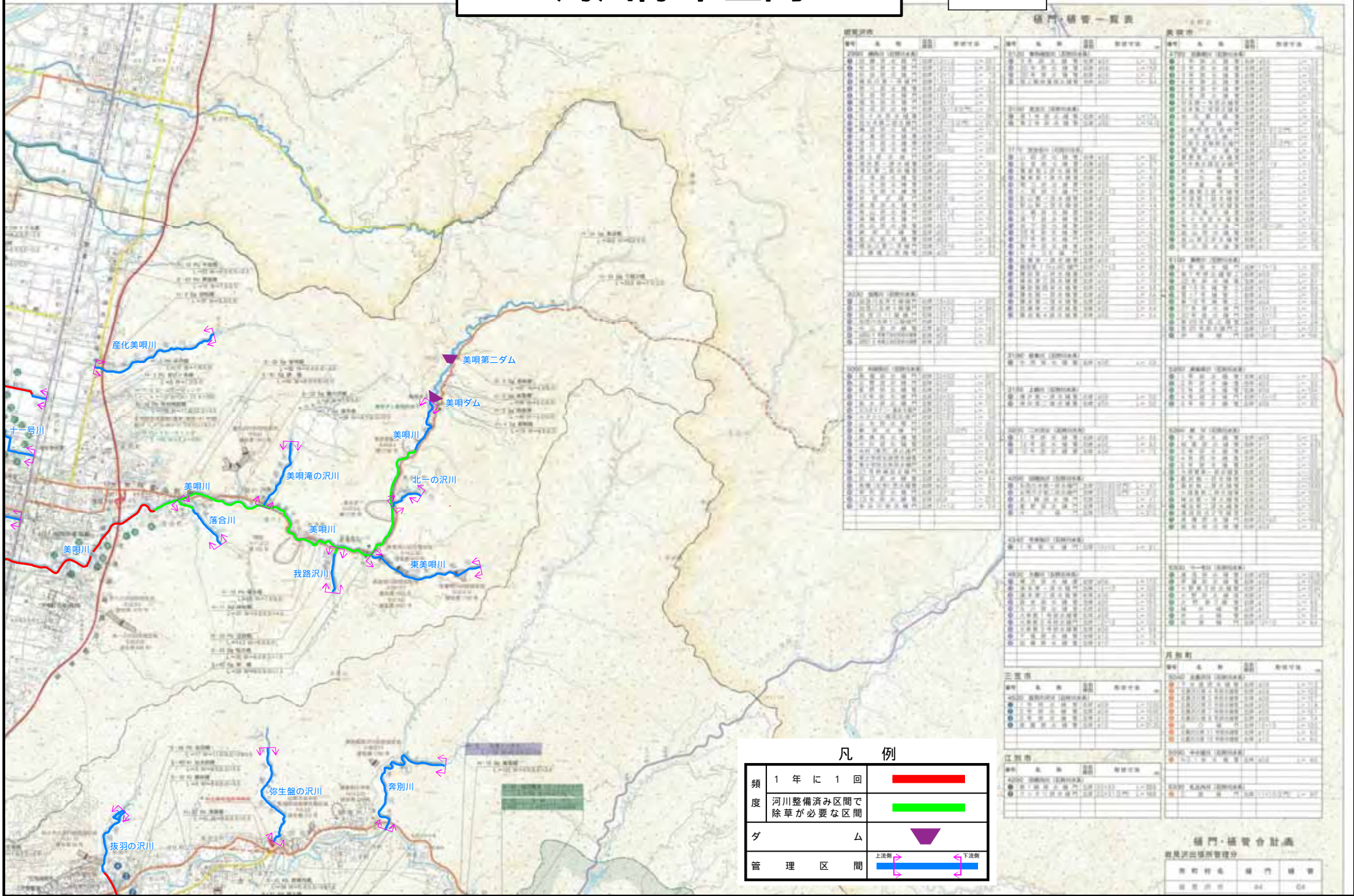
## 凡 例

頻度	1年に1回	
河川整備済み区間で除草が必要な区間		
ダ	△	
管理区間	上流側	
	下流側	

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図、2万5千分1地形図及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平25情使 第815号)

# 河川除草区間

2/4



橋門管理一覧表

河川	橋門名	管理区分	管理種別	管理年度
美唄川	美唄第一ダム	美唄川	ダム	2024
	美唄第二ダム	美唄川	ダム	2024
	美唄川の落合川	美唄川	橋門	2024
	美唄川の北一の沢川	美唄川	橋門	2024
	美唄川の我路沢川	美唄川	橋門	2024
	美唄川の東美唄川	美唄川	橋門	2024
	美唄川の弥生盤の沢川	美唄川	橋門	2024
	美唄川の奔別川	美唄川	橋門	2024
	美唄川の抜羽の沢川	美唄川	橋門	2024
	美唄川の産化美唄川	美唄川	橋門	2024
美唄川の落合川	美唄川の落合川	美唄川の落合川	橋門	2024
	美唄川の落合川	美唄川の落合川	橋門	2024
	美唄川の落合川	美唄川の落合川	橋門	2024
	美唄川の落合川	美唄川の落合川	橋門	2024
	美唄川の落合川	美唄川の落合川	橋門	2024
	美唄川の落合川	美唄川の落合川	橋門	2024
	美唄川の落合川	美唄川の落合川	橋門	2024
	美唄川の落合川	美唄川の落合川	橋門	2024
	美唄川の落合川	美唄川の落合川	橋門	2024
	美唄川の落合川	美唄川の落合川	橋門	2024

凡 例

頻度	1年に1回	
河川整備済み区間で除草が必要な区間		
ダ	△	
管理区間	上流側 下流側	

橋門・堤防合計表  
 橋門管理一覧表  
 橋門管理一覧表  
 橋門管理一覧表



# 河川除草区間

3/4

河川表

河川番号	河川名称	延長	流域面積	平均流量	平均流速	河川利用
0001	利根川	11.0	1,100	100	1.0	農業用水
0002	高木川	1.5	150	15	1.5	農業用水
0003	ボシトネ川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0004	志文三の沢川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0005	東利根別川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0006	南利根別川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0007	志文川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0008	幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0009	千代谷川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0010	上幌川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0011	板東川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0012	上幌一の沢川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0013	二の沢川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0014	茂世丑川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0015	佐々木の沢川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0016	加茂川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0017	由良川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0018	最上川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0019	鈴木の沢川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0020	加茂川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0021	清真布川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0022	清真布川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0023	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0024	タルミ川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0025	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0026	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0027	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0028	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0029	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0030	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0031	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0032	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0033	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0034	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0035	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0036	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0037	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0038	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0039	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0040	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0041	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0042	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0043	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0044	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0045	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0046	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0047	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0048	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0049	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0050	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水

河川表 (続)

河川番号	河川名称	延長	流域面積	平均流量	平均流速	河川利用
0051	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0052	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0053	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0054	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0055	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0056	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0057	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0058	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0059	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0060	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0061	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0062	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0063	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0064	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0065	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0066	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0067	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0068	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0069	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0070	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0071	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0072	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0073	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0074	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0075	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0076	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0077	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0078	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0079	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0080	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0081	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0082	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0083	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0084	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0085	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0086	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0087	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0088	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0089	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0090	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0091	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0092	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0093	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0094	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0095	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0096	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0097	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0098	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0099	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水
0100	旧幌向川	1.0	100	10	1.0	農業用水

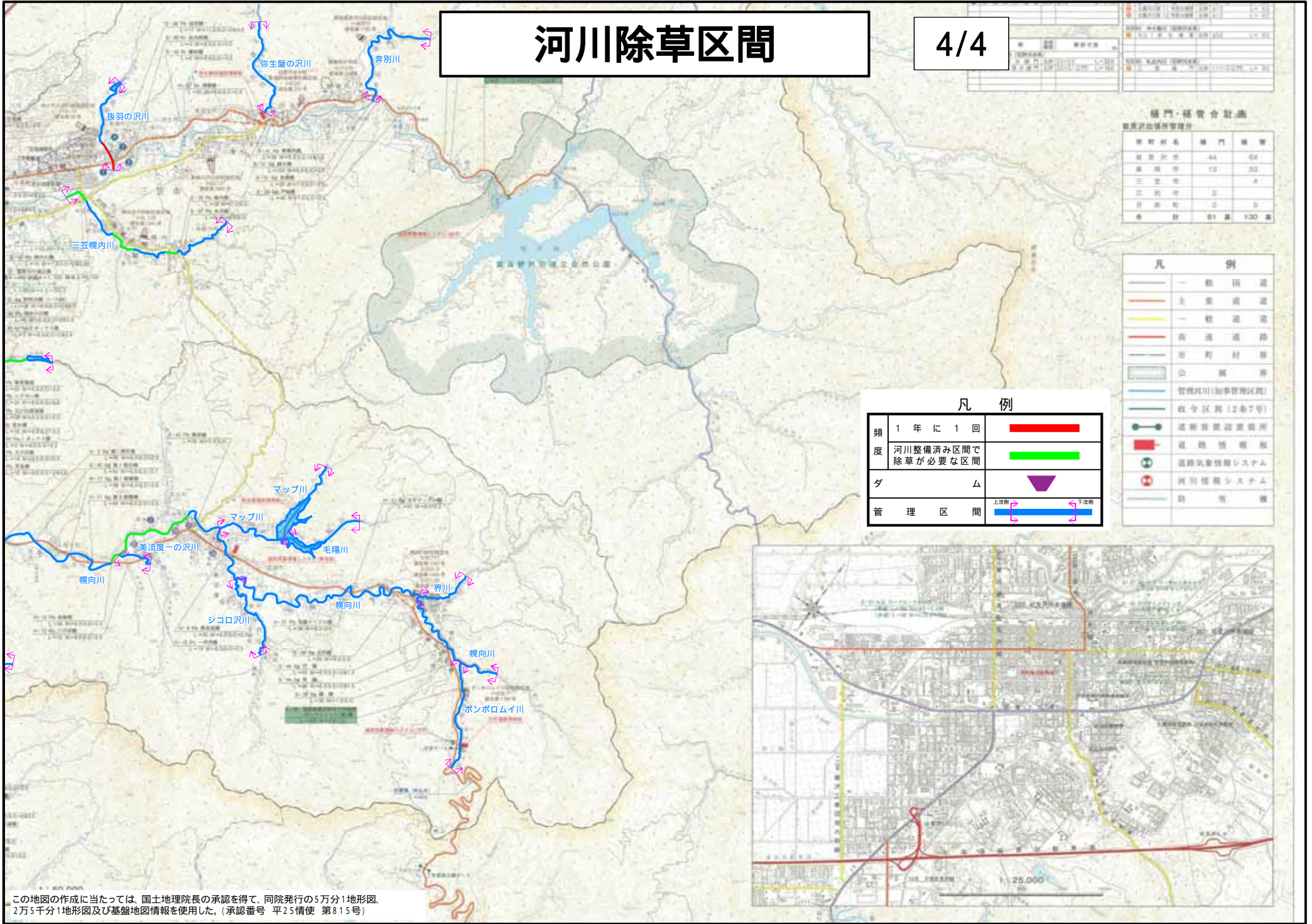
凡 例

頻 度	1 年 に 1 回	■ (赤)
	河川整備済み区間で 除草が必要な区間	■ (緑)
ダ	△	▽ (紫)
管 理 区 間	上流側	下流側

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図、2万5千分1地形図及び基礎地図情報を使用した。(承認番号 平25情使 第815号)

# 河川除草区間

4/4



橋門・橋管合計表

管理河川箇所管理分

河川名称	橋門	橋管
美濃川	44	64
美濃川	13	33
三笠川		4
比良川	2	
日野川	2	3
合 計	61	130

凡 例

	一般河川
	主要河川
	一般道路
	高速道路
	市町村界
	公園
	管理河川(加管理区)
	政令区(2号7号)
	道路管理委託区
	道路管理委託区
	道路管理委託システム
	河川管理システム
	點 位 標

凡 例

頻度	1年に1回	
	河川整備済み区間で除草が必要な区間	
タ	△	
管 理 区 間		



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図、2万5千分1地形図及び基礎地図情報を使用した。(承認番号 平25情使 第815号)

## IV 砂防・地すべり・急傾斜編

# 1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画

## (1) 砂防関係施設一覧

### 砂防設備

番号	級	水系名	溪流名	工種	施工年度	市町村名	備考
1	1	石狩川	幌向川	砂防えん堤	S53～56	岩見沢市	
2	1		二見沢ポンボロムイ川	砂防えん堤	S41～41	岩見沢市	
3	1		東美唄川	砂防えん堤	S41～59	美唄市	3基
4	1		南一の沢川	砂防えん堤 床固工	S60～62	美唄市	1基 3基
5	1		盤の沢川	砂防えん堤	H 6～10	美唄市	3基
6	1		奔別鳥居沢	砂防えん堤	S41～42	三笠市	
7	1		新幌の沢川	砂防えん堤	S63～63	三笠市	
8	1		清住町沢川	砂溜工	H25～H29	三笠市	床固工2基
9	1		幌内寺沢川	砂防えん堤	H元～元	三笠市	
10	1		佐々木の沢川	砂防えん堤 溪流保全工	H 2～ 7	三笠市	
11	1		農場川	砂防えん堤 溪流保全工	S53～63	月形町	
12	1		中小屋川	溪流保全工	S48～54	月形町	
13	1		中小屋川	砂溜工	H30～R2	月形町	床固工2基
14	1		札比内川	溪流保全工	S44～48	月形町	

### 急傾斜地崩壊防止施設

番号	地区名	主要工種	施工年度	市町村名	備考
20	三笠弥生並木町	土留柵工	H 7～13	三笠市	

### 地すべり防止施設

番号	地区名	主要工種	施工年度	市町村名	備考
30	日の出	集水井 横ボーリング	H 3～ 8	岩見沢市	
31	我路	集水井 横ボーリング	H10～15	美唄市	
32	清水台	集水井 横ボーリング	S41～52	美唄市	
33	常盤台	集水井 横ボーリング	S44～47	美唄市	
34	幾春別	集水井 横ボーリング	H13～27	三笠市	

### 雪崩対策施設

番号	地区名	主要工種	施工年度	市町村名	備考

※ 番号は、「治水系パトロール図」の位置番号を記入

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「令和6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 岩見沢出張所管内)

○ 施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。

【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	令和6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	砂防関係施設補修	砂防堰堤等の砂防設備、集水井工等の地すべり防止施設、土留柵工等の急傾斜地崩壊防止施設等について、必要に応じ施設点検を行い、計画的に修繕・更新等を実施	○出水期前の点検及びパトロールにより砂防関係施設の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修を行う			
対症管理型	施設補修	護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○出水期前一斉点検を実施(4月頃) ○利用施設の安全点検(ゴールデンウィーク前)		施設位置 (パトロール図)
		法面補修	法面の機能が低下する恐れのある沈下、浮き上がり等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○出水期前一斉点検を実施(4月頃)		施設位置 (パトロール図)
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○出水期前一斉点検を実施(4月頃)		施設位置 (パトロール図)
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○出水期前一斉点検を実施(4月頃)		
		標識補修	標識の脱落、倒壊の危険や文字等が判読出来なくなっている場合に対処	○パトロールにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
		管理用道路補修	不陸、雨裂等により通行に支障が生じる場合に対処	○パトロールにより管理用道路の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
日常管理型	施設機能回復	土砂等除去	土砂等が堆積し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う			
		流木等除去	施設の機能に支障が生じるような流木等が堆積した場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより魚道の状況を把握し、必要に応じて流木等の除去を行う			
		結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害が生じる恐れがある場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷除去を行う	○要注意箇所として札比内川を関係市町村と連携して監視		
		塵芥処理	施設の機能に支障が生じるような不法投棄物が発見された場合に処理	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて塵芥処理を行う			

管理区分	区分	内容	維持管理水準	令和6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
		崩土除去	斜面崩壊で崩土防止柵に土砂が堆積し、施設の機能が低下した場合に除去	○パトロールにより崩土の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う			
		排水施設清掃	土砂等が堆積し、排水の機能に支障が生じる場合に清掃等を実施	○パトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて清掃等を実施する			
		法面除草	人家と接近している箇所では草本類が繁茂し、病虫害発生を抑止、周辺環境保持の観点から支障が生じる場合に、概ね屋根の高さを目安に草刈りを実施	○パトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて草刈り等を実施する			
		河道内伐開	樹木等が繁茂し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合や施設管理上で支障となる場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を行う			
必要経費	維持施設	情報基盤観測機器保守点検・運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○雨量計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			
		土砂災害警戒情報システム運用費	地域住民の警戒避難に資する「土砂災害警戒情報」を気象台と建設管理部が共同で作成・発表するため必要となるシステム運用経費	○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応する			
		地すべり情報通報システム保守点検運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○伸縮計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			

# V 資料編

## 1. 管内関係機関

機 関 名	住 所	電話番号
<b>(国の関係機関)</b>		
札幌開発建設部 岩見沢道路事務所	岩見沢市日の出北2丁目1-5	0126-22-4000
札幌開発建設部 岩見沢河川事務所	岩見沢市7条東9丁目3-1	0126-23-9557
札幌開発建設部 江別河川事務所	江別市高砂町5番地	011-382-2358
<b>(道の関係機関)</b>		
岩見沢警察署	岩見沢市10条東2丁目1-1	0126-22-0110
美唄警察署	美唄市東1条北7丁目1-1	0126-63-0110
砂川警察署	砂川市東2条南5丁目1	0125-54-0110
<b>(市町村の関係機関)</b>		
岩見沢市	岩見沢市鳩が丘1丁目1-1	0126-23-4111
美唄市	美唄市西3条南1丁目1-1	0126-62-3131
三笠市	三笠市幸町2番地	01267-2-3181
月形町	樺戸郡月形町1219番地	0126-53-2321
浦臼町	樺戸郡浦臼町ウウスナイ183-15	0125-68-2111
<b>(その他の関係機関)</b>		
岩見沢消防署	岩見沢市6条東1丁目	0126-22-4380
美唄市消防本部	美唄市西1条北6丁目1-30	0126-66-2222
三笠市消防本部 生活安全センター	三笠市若松町9番地	01267-2-7777
月形消防団	樺戸郡月形町1047番地13	0126-53-2154
砂川地区広域消防組合 消防本部	砂川市東2条北7丁目1番5号	0125-54-2196

## 2. 水防等資材保管一覧表

機材・資材名	規 格	数 量	備 考
土のう袋	48 × 62cm	200 枚	
なまし鉄線	#13 90cm	37 本	
オイルフェンス	φ 20 5m	14 本	TF-200
吸着フェンス	吹流状 10m	12 箱	F1
油とりクリーナー	1 ガロン	3 本	
オイルキャッチャー	リボン状 15kg	1 箱	BL-A
吸着マット	65 × 65 × 0.4	1,800 枚	BL-65
吸着マット (木質系)	38 × 55 × 3	80 枚	